



簡易課税の事業区分判定

簡易課税の4種類の事業について、消費税法上業種の具体的定義がないために、事業区分の判定に迷うことがあります。広告代理業を営む法人の事業内容が複数に区分される場合の事業区分の判定について争われた事例をご紹介します（平7.12.20東京国税不服審判所裁決）。

◎広告代理業を営む請求人は平成5年4月期の消費税について、第2種事業のみなし仕入率を適用し納付すべき税額2,012,700円の申告書を提出したところ、原処分庁は第4種事業のみなし仕入率を適用し納付すべき税額を4,025,400円、過少申告加算税を201,000円とする更正賦課決定処分を行いました。

請求人は、自己の広告代理業務を、①広告掲載の依頼に応じて新聞等に広告スペースを確保して顧客に提供する業務②広告内容の企画・立案業務③版下制作業務と分類し、①は第1種又は第2種事業、②は第4種事業、③は第3種事業にそれぞれ該当する行為であるとして、当該広告代理業は消費税法施行令57条5項に規定する第1種事業ないし第4種事業のすべての要素を含むから、単一の事業区分に所属させることは不可能であると主張しました。そして、事業区分の判定に当たっては、請求人の実際の仕入率に最も近いみなし仕入率である第2種事業とすべきであると主張しました。

◎審判所は、事業区分の判定は、消費税法2条1項9号に規定する課税資産の譲渡ごとにいずれの事業区分に該当するかを判定するのが相当であるから、請求人の上記①～③の行為ごとに事業区分を判定するのは誤りであり、それらの行為は、すべて広告代理業という事業に含まれるのであるから、広告代理業として事業区分を判定すべきであるとして請求人の主張は採用しがたいと判断しました。

さらに、請求人の事業内容を分類し、それぞれの事業について個々に事業区分を判定すべきであるとして、原処分庁が請求人の営む事業をすべて第4種事業としたことは相当ではないとして更正処分の一部を取り消しました。なお、審判所の認定した事業区分は以下のとおりです。

1.広告代理業……第4種事業

●顧客からの広告掲載の依頼により、その広告内容の企画・立案、版下制作を行い新聞等の媒体に掲載を行う事業

2.パンフレット等の制作……第3種事業

●顧客からのパンフレット等の制作依頼により、その企画・立案、版下制作を行い印刷業者に印刷を依頼し、当該印刷物を顧客に納入する事業

3.版下制作……第3種事業

●上記1、2の事業のうち、版下制作までの依頼については、顧客の意向にそって広告内容等を企画・立案し、版下を制作して納入する事業

4.デザイン……第4種事業

●上記1～3の事業のうち、版下制作の前段階であるデザイン等の制作事業

請求人は上記1～4の事業についてそれぞれ区分していたため、審判所は2以上の事業を営む場合の特例（消令57②）を適用してみなし仕入率を計算し、原処分の一部を取り消しました。